

特定非営利活動法人

全国不登校新聞社定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、「特定非営利活動法人全国不登校新聞社」と称する。

第2条 (事務所)

1 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

この法人は、不登校およびこれに関連する子ども・若者の教育、福祉その他人権に関する諸問題に関して、非営利活動を通じて、親の会、フリースペースその他地域の社会資源や各種関係機関とのネットワークを活用しつつ、調査、研究、新聞発行その他情報の提供、相談・支援活動等に関する事業を行い、子ども・若者の人権の実現、成長と自立を支援し、子どもの人権に関する市民の意識向上に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）2条別表に掲げる活動のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 子どもの保健、医療または福祉の増進を図る活動
- 子どもの人権に関する社会教育の推進を図る活動
- 子どもの休息、余暇、遊び、レクリエーションの活動に関する権利並びに文化

的生活および芸術に参加する権利（子どもの権利条約31条）を実現するため、まちづくりおよび文化、芸術またはスポーツの振興、環境の保全を図る活動

- (4) 子どもの人権の擁護およびそのための平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの社会参加の権利の保障と男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の活動に関する連絡、助言または援助の活動

第5条（事業）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動にかかる事業

① 新聞の発行

この新聞は、不登校に関する情報、あるいは、家庭、学校、地域、行政などにおける教育関連情報等の提供、不登校の子どもと親等の学び、成長、自立を支援する居場所・フリースクール・ホームベースドエデュケーション等に関する情報の提供、子どもの教育、福祉その他人権に関する啓発、普及活動、情報・意見・経験の交流を目的とする。

② 不登校、いじめ、虐待、子どもの教育・福祉その他子どもの人権に関する

諸問題についての調査、研究、相談に関する事業。

③ 不登校、いじめ、虐待、子どもの教育・福祉その他子どもの人権に関する

啓発、普及、意見・経験の交流を目的とする講演会、シンポジウム等各種市民活動の企画、実施・運営、テレビ・ラジオ番組の制作・提供、書籍等の出版物・レコード・録音テープ・ビデオテープ・ビデオディスク・映画等の企画、制作、販売、輸入・輸出、および、これらを行う市民活動に対する助成・援助に関する事業。

④ 不登校の子どもと親等の学び、成長、自立を支援する居場所・フリースク

ール・ホームベースドエデュケーション等に関する助成・援助、若者のベンチャー事

業・諸活動の助成・援助に関する事業。

⑤ ④の助成・援助のための基金の設置。

(2) 収益事業

前号に掲げる特定非営利活動にかかる事業に支障がない限りにおいて物品販売（バザー等）の収益事業を行い、その収益は、前号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 社員および一般会員

第6条（社員）

- 1 この法人の目的に賛同し、目的達成に必要な援助を行う意思を有する個人で、理事会の入社の承認を得て、所定の会費をこの法人に納入した者を、法に定める社員とする。
- 2 社員になろうとする者は、理事会が別に定める入社申込書により申し込むものとする。
- 3 理事会は、社員になろうとする者が第1項の要件に該当すると認めるときは、承認しない正当な理由がある場合を除いて、社員の入社を認めなければならない。
- 4 理事会が、第2項の入社申込書により社員入社申込をした者に対し、入社を承認しないときは、理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。
- 5 社員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 6 会費は、社員が退社する場合においても返還しない。

第7条（社員の特典等）社員は、この法人の事業による利益の配当を受けない。

第8条（社員の権利等の譲渡禁止、資格喪失）

- 1 社員の地位および権利は、これを譲渡することができない。
- 2 社員は、次の各号に該当するときは、その資格を失う。
 - (1) 退社の届を理事会に提出したとき。
 - (2) 本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき。

- (3) 除名されたとき。
- (4) 会員の団体が消滅したとき。
- (5) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (6) すでに納入した会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第9条（退社）

社員は、理事会が別に定める退社届を理事会に提出して、任意に退社することができる。

第10条（社員の除名）

社員が次の各号に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その社員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他この法人の規約、規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第11条（一般会員）

- 1 この法人の目的に賛同し、目的達成に必要な援助を行う意思を有する者で、所定の年会費をこの法人に納入した者を一般会員とする。
- 2 一般会員は、理事会が定める方法により、年会費1口5000円をこの法人に納入しなければならない。
- 3 年会費は、一般会員が年度の途中で退会したときも、償還しない。

第12条（一般会員の特典等）

一般会員は、この法人が販売する出版物等（新聞を除く）を代金割引で購入することができる。

第13条（一般会員の権利等の譲渡禁止、資格喪失）

- 1 一般会員の地位および権利は、これを譲渡することはできない。
- 2 一般会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失う。
 - (1) 退会の届を理事会に提出したとき。
 - (2) 本人が死亡したとき。
 - (3) 除名されたとき。

第14条（一般会員の除名）

- 1 一般会員が、この法人の目的に反する行為をしたときは、理事会は、理事の3分の2以上の議決により除名することができる。
- 2 一般会員が年会費を2年以上滞納したときは、理事会の議決により除名することができる。

第4章 役員および編集顧問

第15条（役員の種類および定数）

この法人は、役員として、理事3名以上10名以内、監事1名以上3名以内を置く

第16条（選任等）

- 1 理事および監事は、総会において選任する。
- 2 監事は、理事および職員を兼ねることができない。
- 3 理事の中からその互選によって代表理事を1名以上2名以内、常務理事を若干名、選出する。
- 4 第15条第1項の役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または、当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

第17条（理事の職務）

- 1 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 2 常務理事は、日常業務を執行し、執行状況を理事会において報告する。
- 3 理事は理事会を構成し、この法人の業務を統括し、遂行する。
- 4 代表理事は、理事会において決議された事項および報告された事項を監事に報告しなければならない。

第18条（監事の職務）

- 1 監事は、この法人の業務内容および会計、財産の状況を監査する。
- 2 監事は、理事会に出席することができる。
- 3 監事は、理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求することができる。
- 4 監事は、理事会が議決した事項がこの法人の目的の達成の障害になると判断したときは、理事会に対し、その執行の中止を求めることができる。また、すでにその執行が終了したときは、理事会に対し、可能な範囲で現状回復を行い、清算手続をすることを求めることができる。
- 5 監事は、監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会または所轄庁に報告する。
- 6 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、総会を招集する。

第19条（役員任期、欠員補充）

- 1 理事の任期を2年と定める。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期を2年と定める。ただし、再任を妨げない。

- 3 理事に欠員が生じたときは、理事は、遅滞なく総会を招集し、その総会において理事を選任して欠員を補充しなければならない。
- 4 欠員補充または役員定数の増員により就任した役員の任期は、前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任または任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第20条（役員解任）

総会は、次の各号に該当する事由があるときは、当該役員に弁明の機会を与えたうえで、3分の2以上の議決により、解任することができる。

- 1 理事または監事に職務上の義務違反その他この法人役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 理事または監事が、心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき。

第21条（役員報酬等）

- 1 役員には報酬を支給しない。
- 2 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会において定める。

第22条（職員）

- 1 この法人は事務局長を置く。
- 2 職員は、常務理事会が任免する。

第5章 総会

第23条（種類）

この法人の総会は、通常総会および臨時総会とする。

第24条（構成）

総会は、社員をもって構成する。

第25条（議決事項）

総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）その他日常の業務に伴うものを除く新たな重要な義務の負担および重要な権利の放棄
- (7) その他運営に関する重要事項

第26条（総会の開催）

- 1 通常総会は毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集したとき。
 - (2) 総社員の5分の1以上から、総会の目的を明示した書面または電磁的方法により招集の請求があったとき。
 - (3) 第18条第6項により、監事から総会の招集があったとき。

第27条（総会招集の手続）

- 1 総会は、前条第2項(3)の場合を除き、理事が招集する。
- 2 前条第2項(2)による招集の請求があったときは、請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、総会の日から5日前までに、総会の日時、場所および議題を明示した書面または電磁的方法により行わなければならない。

第28条（総会の議長）

総会の議長は、出席した社員の中から選出する。

第29条（定足数等）

- 1 総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- 2 第30条第3項により表決した社員は、総会に出席したものとみなす。

第30条（議決）

- 1 総会は、この定款に特別の規定があるほか、出席した社員の過半数により議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 2 社員の表決権は平等とする。
- 3 総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面・電磁的方法、即時性と双方向性が確保されたWEB会議システム(以下、同じ)をもって表決することができる、または、他の社員を代理人とする委任状を提出して、表決を委任することができる。
- 4 議決事項について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

第31条（議事録）

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の日時、場所（WEB会議システムを含む）
 - (2) 社員数および出席社員数（書面または、電磁的方法による表決者または、WEB会議システム表決者および表決委任者があるときは、その数を付記する）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の要旨と議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその総会において選任された2人の議事録署名人が署名または記名及び押印しなければならない。

第6章 理事会

第32条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

常務理事会は、代表理事および常務理事をもって構成する。

第33条（議決事項）

- 1 理事会は、この定款で定めるほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他業務の執行に関する事項
- 2 理事会は、第18条第4項により、執行の中止または清算手続を求められた場合であっても、理事会の3分の2以上の議決により、監事の決定を拒否することができる。

3 常務理事会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事会決議の執行に関する事項
- (2) 日常業務の執行に関する事項

第34条（理事会の招集、開催）

- 1 理事会は、代表理事が年2回以上招集する。
- 2 監事は、第18条3項により、会議の目的、議題を明示した書面または電磁的方法（電子メール）により、理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事は、前項の請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会の招集は、理事および監事に会議の目的、議題、会議の日時場所（WEB会議システムを含む）を明示してあらかじめ通知しなければならない。
- 5 常務理事会は、代表理事が適宜招集する。

第35条（議長）

- 1 理事会の議長は、理事の中から互選する。
- 2 常務理事会の議長は、常務理事のなかから互選する。

第36条（定足数、議決）

- 1 理事会の議事は、理事総数の過半数が出席し、その過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 常務理事会の議事は、構成理事総数の過半数が出席し、その過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 各理事の表決権は平等とする。
- 4 理事会に出席することができない理事は、あらかじめ議決事項について書面・電磁的方法・WEB会議システムをもって表決することができる。この場合においては、書

面等により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

- 5 常務理事会に出席することができない常務理事は、あらかじめ議決事項について書面をもって表決することができる。この場合においては、書面により表決した常務理事は、常務理事会に出席したものとみなす。
- 6 議決事項について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

第37条（議事録）

理事会を開いたときは、理事は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時場所（WEB会議システムを含む）
- (2) 出席した理事および監事の氏名（書面、または電磁的方法の表決、またはWEB会議システム表決者については、その旨付記する）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の要旨、議決の結果
- (5) 理事の中から選任される議事録署名人の署名または、記名および押印

第7章 資産および会計

第38条（資産の構成）

この法人の資産は、次のもので構成する。

- (1) 社員、一般会員の会費等
- (2) 新聞購読料その他事業収入
- (3) 寄付にかかる金品
- (4) その他の収入

第39条（資産の区分）

この法人の資産は、特定非営利活動にかかる事業に関する資産と収益事業に関する資産

の2種とする。

第40条（資産の管理方法）

資産の管理方法については、理事会において決定する。

第41条（会計の原則）

この法人の会計は、法27条各号に掲げる原則に従って行う。

第42条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動にかかる事業に関する会計および収益事業に関する会計の2種とする。

第43条（事業計画および予算）

この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第44条（暫定予算）

- 1 前条にかかわらず、予算が成立しないときは、理事会の議決により、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出を行うことができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

第45条（予備費の設定および使用）

- 1 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費の使用は、理事会の議決に基づいて行う。

第46条（予算の追加および更正）

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

第47条（事業報告および決算）

- 1 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事会において作成し、役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員名簿とともに、監事の監査を受け、その年度終了後3ヶ月以内に、総会の承認を得なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第48条（事業年度）

この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第49条（臨機の措置）

予算をもって定めるほか、短期借入金（その事業年度内の収入をもって償還するもの）を除く負債その他日常の業務に伴うものを除き新たに重要な義務を負担し、または重要な権利の放棄をするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

第50条（定款の変更）

この定款を変更するときは、総社員の2分の1以上が出席した総会において、出席社員の4分の3以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に定める軽微な事項を除いて所轄

庁の認証を得なければならない。

第51条（解散）

- 1 この法人は、次の事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
 - (3) 社員の不足
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消
- 2 前項(1)の事由により解散するときは、総社員の4分の3以上の多数をもって議決しなければならない。
- 3 第1項(2)の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第52条（残余財産の処分）

この法人の解散（合併または破産による場合を除く）に伴う残余財産は、この法人と類似の目的をもつ非営利団体その他法第11条第3項に掲げるもののうちで、解散を議決する総会において定めるものに寄付するものとする。

第53条（合併）

- 1 この法人が、他の市民活動団体と合併するときは、総会の議決を経なければならない。
- 2 前項の議決は、総社員の4分の3以上の多数をもってしなければならない。かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第54条 (公告)

この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 雑則

第55条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会において定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の理事および監事は、別表のとおりとする。
その役員の任期は、第19条にかかわらず、この法人の成立の日から成立後 最初に開かれる総会の日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、設立総会で定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から翌年3月31日までとする。

別表

設立当初役員名簿

理事	奥地圭子
理事	多田 元
理事	山田 潤
監事	石井妙子

これは当法人の定款である

特定非営利活動法人

全国不登校新聞社

理事 石井志昂